

# 第5次太子町男女共同参画プラン（案）の概要について

## 1 基本理念

- 「た」・・・ 互いの人権（多様性）を 尊重し
- 「い」・・・ 育児や介護に 男女の参画
- 「し」・・・ 仕事と生活を 調和させ
- 「の」・・・ 望む社会の 実現に向け
- 「わ」・・・ 私たちが 変革しよう

## 2 基本目標等

- (1) 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり（基本課題①～④）
- (2) 安心して暮らせる環境づくり（基本課題⑤～⑩）
- (3) 仕事と生活が両立できる環境づくり（基本課題⑪～⑫）
- (4) 全ての男女がともに活躍できる環境づくり（基本課題⑬～⑭）

## 3 プランの位置づけ

- ・ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画（第5次）」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」等の趣旨を踏まえて、太子町が取り組むべき具体的施策を総合的、計画的に推進するための指針として策定するもので、前プランからの継続性と新たな視点をもった計画として位置づけます。
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画「太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」として位置づけるとともに、基本課題として重点的に取り組みます。
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画「太子町女性活躍推進計画」として、本計画全体を位置づけます。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画「太子町困難な問題を抱える女性への支援計画（仮）」として位置づけるとともに、課題を抽出して重点的に取り組みます。  
（今後計画に反映予定・・・別紙として同法律のポイント資料を添付）
- ・ 現在策定中の第7次太子町行政改革大綱及び同実施計画の内容や方向性に留意しながら、関連性を整理しつつ、連動した計画となるよう配慮します。

## 4 プランの特徴と考え方

- ・ 町第4次プラン以降の国や県、コロナ禍を踏まえた社会情勢の変化等に鑑み、新たな視点と前プランからの継続性を軸に、町の実情も踏まえた上で次期プラン骨子案を作成しています。
- ・ 近隣市町等のプラン策定状況等を把握し、本町が現在実施している施策、今後実施すべき施策を抽出した上で、男女共同参画社会の実現に資するよう、重点施策や網羅的に具体的施策を検討するとともに、困難な状況にある方や性的マイノリティを含め、誰一人取り残さない、SDGsの観点を踏まえた内容としています。
- ・ 現在分析中の住民アンケート（速報回答率:34.1%）について、次期プラン骨子案と連動した設問を採用しており、具体的施策に関連した住民意識調査結果を附帯することで、より分かりやすいプランとなるよう配慮しています。

